

「ICカードによる「バス利用特典サービス」に関する特約」

第1編 総則

(目的)

第1条 この特約は、松戸新京成バス株式会社ICカード取扱規則（以下「当社ICカード規則」という。）及び松戸新京成バス株式会社外国人向けICカード取扱規則（以下「当社外国人向けICカード規則」という。）に対する特約であり、松戸新京成バス株式会社（以下「当社」という。）が、ICカードによるバス利用者に対して提供するバス利用サービス（以下「バス利用特典サービス」という。）に関する各種条件を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 バス利用特典サービスは、当社ICカード規則第2条第1項第1号及び第2号ならびに当社外国人向けICカード規則第2条第1項に定めるICカードで、当社の指定するバス（以下「適用バス」という。）を利用した場合に適用される。

2 ICカードにかかわる取扱いのうち、バス利用特典サービスに関する取扱いは、この特約の定めるところによる。この特約に定めのないICカードの取扱いについては、当社ICカード規則及び、当社外国人向けICカード規則（以下「ICカード規則等」という。）に定めるところによる。

3 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期及び変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

4 この特約が改定された場合、以後のバス利用特典サービスにかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 本編における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「バスポイント」とは、ICカードのSF支払による適用バスの利用に対して、当社があらかじめ定めるSF支払額に対する付与額で付与されるポイントである。なお、当社におけるポイント付与は、2021年4月4日をもって終了とする。
 - (2) 「特典バスチケット」とは、一定数量のバスポイントと交換で与えられる、適用バスの運賃の支払いに充当することができるバス利用に対する特典である。
 - (3) 「利用月」とは、ICカードのSFで適用バスに乗車し、バスポイントが付与された日の属する月の初日から末日（SF支払時点での日付を基準）までの1箇月間をいう。
 - (4) 「SF支払」とは、当社ICカード規則の定めにより、IC運賃機でバス運賃をICカードのSFで支払うことをいう。
 - (5) 「累積バスポイント」とは、利用月においてICカードに記録されているバスポイントをいう。
 - (6) 「特典未交換バスポイント」とは、特典バスチケットに交換されていないバスポイントをいう。
- 2 前各号に定めのない用語については、当社ICカード規則等の定めるところによる。

第2編 バス利用特典サービス

(バス利用特典サービス)

第4条 「バス利用特典サービス」とは、特典バスチケットを適用バスの運賃の支払いに充当できるサービスである。

(バスポイントの合算)

第5条 バスポイントを、異なるICカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。

(特典未交換バスポイントの繰越し)

第6条 特典未交換バスポイントの利用月の翌月への繰越しは行わない。

(特典バスチケットの利用)

第7条 特典バスチケットは、特典バスチケットの付与後、最初に適用バスを同一のICカードでSF支払で利用する場合に、自動的にSF支払に優先して使用される。

- 2 特典バスチケット使用単位は10円単位とする。
- 3 1回の使用で特典バスチケットを使い切らなかった場合は、次回以降、適用バスを同一のICカードでSF支払で利用する場合に、使い切るまで自動的にSF支払に優先して使用される。
- 4 特典バスチケットが記録されているICカードに、当社の有効な乗車券が発行されている場合は、特典バスチケットは使用されない。

(特典バスチケットの有効期限)

第8条 特典バスチケットは、交換（付与）された日から10年間有効である。

- 2 前項にかかわらず、当該ICカードの失効とともに特典バスチケットは失効する。

(特典バスチケットの合算)

第9条 特典バスチケットを、異なるICカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。

(無効となる場合)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社ICカード規則第17条及び第32条ならびに当社外国人向けICカード規則第16条及び第26条の規定を準用する。

- (1) 偽造又は不正に作成された、バスポイント及び特典バスチケットが記録されている場合。
- (2) 不正に作成（記録）された特典バスチケットを使用した場合。
- (3) 旅客の故意又は重大な過失によりICカードが障害状態になり、バス利用特典サービスが利用できない場合。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第11条 前条の規定に該当した場合、運送約款の定めにより普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

(再発行)

第12条 当社ICカード規則第19条、第20条、第34条ならびに第35条の定めにより、ICカードの再発行を行なう場合、ICカードの再発行と同時に、バスポイント及び特典バスチケットの再発行を行う。

(払いもどし)

第13条 旅客が、ICカードが不要となり、当社ICカード規則第23条及び第38条の定めによりICカードの払いもどしを行なう場合、バスポイント及び特典バスチケットは払いもどしの対象外とし無効とする。

(バスポイント・特典バスチケットの確認)

第14条 ICカードに記録されたバスポイント及び特典バスチケットは、適用バスのIC運賃機及び営業所等で確認することができる。

(制限事項)

第15条 ICカードの破損、障害、バスR/Wの故障又はバスR/WによるICカードの内容読み取りが不能となった場合には、バス利用特典サービスを利用することはできない。

- 2 前項により、バス利用特典サービスを利用できない場合、別の方法によるバス運賃の支払いに対しては、

バス利用特典サービスの対象外である。

3 バスポイントおよび特典バスチケットに金銭的価値はなく、バス利用特典サービス以外での使用または金品への交換はできない。

(免責事項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合に、旅客に生じた不利益及び損害について、当社は一切その責めを負わない。

(1) 紛失したICカードが使用された場合。

(2) 第15条第1項及び第2項により、バス利用特典サービスが利用できない場合。

(3) ICカードの払いもどし等により、バス利用特典サービスが無効となった場合。